〇 主文

被告が、原告からなされた昭和四八年二月一二日付し尿浄化槽清掃業許可申請につ いて、昭和四九年一月四日にした不許可処分を取消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実

第「当事者の求めた裁判

請求の趣旨

主文同旨

請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

当事者の主張

請求原因

1 原告は、本店を肩書住所地に置き、清掃作業をその営業目的の一つとして設立され、し尿浄化槽の清掃業については、従来北九州市管内及び中間市外遠賀郡四ヶ町管内を活動範囲としてきた会社であり、被告は、中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町及び遠賀町の一市四町が各管内におけるしば、処理に関する事務を共同して処理する。 る目的で地方自治法二八四条一項の規定に基づき設立した中間市外遠賀郡四ヶ町環 境衛生施設組合(以下「組合」という。)の組合長である。

2 ところで、し尿浄化槽清掃業務は、昭和四六年九月二四日施行の廃棄物の処理 及び清掃に関する法律(昭和四五年一二月二五日法律一三七号一ただし、昭和五一 年法律六八号で改正前の法律一以下「廃棄物処理法」という。) 九条一項によつて、市町村長(本件の場合、組合の設立に伴い被告である組合長) の許可を受けな ければならないと定められたため、原告は被告に対し、昭和四八年二月一二日し尿 浄化槽清掃業の許可申請をなしたところ、被告は昭和四九年一月四日付で、 (1) 原告と同系の株式会社全清公社に対しすでに許可を与えている。(2)管内浄化槽 設置状況からみてこれ以上の許可業者を必要としない。(3)地元零細業者の育 成。との理由を付して不許可にする旨の処分をし、同月七日ごろ原告に通知した。 しかしながら、右不許可処分は次のとおり違法であるから、取消すべきであ る。

- 廃棄物処理法はその一条に明言するところからみて、何よりも住民サービ (-)スの向上を目的とするもので、「地元零細業者の育成」を目的とするものではない から、同法九条一項に規定するし尿浄化槽清掃業の許可についても、右目的に副う ように解釈運用すべきものであり、同条二項に基く施行規則六条が許可基準につい て設備、器材及び能力に関する詳細な制限を設け、また同条三項に基く同規則七条が許可を受けた業者の清掃基準につき厳しく規制しているのも、すべて右の趣旨に出たものと解すべきである。ところが、被告は、前記各規定に定められた基準すべてに適合する原告に対しては、検査も行わないで不許可処分にし、原告とほぼ同じては、表面である。 ころ許可申請をなした業者に対しては、原告に対抗する能力を有しないにもかかわ らず、許可を与えたことは、前記の立法の趣旨ないし目的に背いて零細業者の利益 保護を優先せしめたものであるから、本件不許可処分は違法である。
- 原告は、廃棄物処理法施行以前から組合管内において、し尿浄化槽清掃業 相当数の顧客を有していた実績ある業者であるから、右営業について、既 得の財産権を有していたものである。それにもかかわらず、原告が法令に定められた許可基準に適合しないならばともかく、組合管内の他のいかなる業者にも勝つて 右基準に適合しているのに、被告があえて原告に対し不許可処分をなしたことは憲 法に保障された財産権を侵害し、違法である。
- 被告が、前記2の(3)記載の理由で原告に対し不許可処分をなしたこと も、原告の本店が組合管内にあるか否か及び企業規模の大小により原告を他の業者 と不当に差別するもので、憲法に保障する法の下の平等の原則に反する違法なもの \_ である。
- 請求原因に対する認否並びに被告の主張 (認否)
- 請求原因1及び2の事実は認める。 同3のうち、(一)は争う。(二)は、原告が廃棄物処理法施行以前から組合 管内において、し尿浄化槽清掃業を営み、相当額の顧客を有していた業者であることは認めるが、その余は争う。 (三) は争う。 (主張)

被告のなした本件不許可処分は次のとおり合理的理由があつて適法である。

- 昭和四五年三月、九十衛生社ことAと原告とは、組合管内の業務を統合 し、両者折半出資で株式会社全清公社を設立し、右Aと原告の代表者であるBの両 名がその経営にあたるなど、原告の同系会社である全清公社に対し、被告はし尿浄 化槽清掃業の許可を与えている。
- 組合管内に設置されている浄化槽は約四〇〇件程度であるところ、多数の
- 業者を許可することは過当競争となり、住民サービスの低下ともなる。 (三) 原告は北九州市内を主たる営業区域とするところ、組合管内を営業区域と する許可申請業者は原告に比しいずれも零細業者であつて、過当競争となれば倒産 するおそれがあり、また地元業者の健全な育成をはかる必要もある。
- 被告の主張に対する原告の反論
- (一) について。

原告が、全清公社に統合したのは、組合管内におけるし尿汲取業部門のみで、浄化 槽清掃部門は右統合の前後を通じ全く無関係にそれぞれ業務を遂行してきたのであ るから、右浄化槽清掃部門について原告と全清公社を同系とすべき根拠はない。 2 (二)について。 (二)について。

原告は、他の業者とほぼ同時期に本件許可申請をなしたにもかかわらず、他の業者 には検査のうえ早々に許可を与えながら、原告には約八カ月の長期にわたり検査さ えなさず、管内の浄化槽設置状況からみて、すでに相当数の業者に許可を与えてしまつているからこれ以上の許可業者を必要としないというようなことは、不許可の 理由とはなり得ない。

(三) について。 3

元来浄化槽清掃業には相当程度の設備及び技術陣容を要するから、顧客数が少い場 合は採算の合わない業種に属する。したがつて、被告が地元零細業者の保護・育成 を望むならば、統合による経営規模の拡大など、別途考慮すべき政策問題にすぎな い。

第三 証拠(省略)

理由 0

- 請求原因1及び2の事実は当事者間に争いがない。
- 原告は、本件不許可処分は違法であると主張するので、以下この点について検 討する。
- 前記一の争いのない事実に、成立に争いのない甲第一ないし五号証、同第八号 1 証、同第一三ないし一八号証、乙第一ないし一二号証、同第一四、一五号証、原本 の存在とその成立に争いのない甲第一一号証、同第二九号証、証人C、同A、同 D、同Eの各証言及び原告代表者、被告本人の各尋問の結果を総合すると、次の事 実を認めることができる。
- 従前の清掃法では、し尿浄化槽清掃業につき、浄化槽内汚物の収集は、し (-)尿の汲取りと異なり、市町村の責務に属さないとの行政解釈がとられていたため、 同法一五条一項の許可は必要ではないとされていたが、その後の浄化槽の普及に伴 う弊害が云々されるに至り、厚生省も従来の行政解釈を変更し、昭和三七年五月一 二日付環境衛生局長通知で、し尿浄化槽の汚物の収集(掃除を含む。)を業とする ものは、同法一五条一項の許可を必要とするとの見解を示すに至つた。 ところが、本件組合の場合、し尿汲取りについては、業者がそれぞれ被告の許可を

受けてこれに従事し、その指導のもとに担当区域を取り決めるなどの調整がはから れていたものの、浄化槽清掃については、前記の行政解釈の変更についてさえ十分ない。 な検討を加えることもなく、また浄化槽設置の状況、その実態につき調査することもなく、従来の運用を継続し、業者と設置者の個別的契約に委ねられている状況に あつた。

ところで、 この間、原告は本社を北九州市に置く会社ではあつたが、組合管内にお いても、被告の許可を受けてし尿汲取り業を営むとともに、浄化槽の普及に伴いその維持・管理のほか清掃にも従事するようになり、昭和四五年三月二五日には、同管内のし尿汲取り部門を切り離し、同業者のAと折半出資の株式会社全清公社を設立して、これに委ね、浄化槽関係部門を専門に取り扱うに至つたため、担当区域外 の小口の設置者を顧客として浄化槽を取り扱つていた他の汲取り業者と異なり、後 記の廃棄物処理法施行当時には、その活動範囲は管内全域に及び、設置浄化槽の約 七〇パーセントを手がけるまでになつていた。

昭和四五年一二月二五日、清掃法が全面的に改正されて廃棄物処理法が公 布され、翌四六年九月二四日施行されたが、新法ではし尿汲取り業を一般廃棄物処 理業とし、し尿浄化槽清掃業についてはこれとは別個に規定し、これを業として行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない旨定めたので、原告ら業者は直ちにその許可申請の手続をしたが、本件組合においては後記のような事情もあつて新法施行に伴う条例の制定が大幅に遅れ、昭和四七年五月一日ようやくその施行をみるに至り、これに基づいて改めて許可申請をすることとなり、原告は昭和四八年二月一二日、管内の汲取り業者で組織する福岡県清掃業連合会遠賀支部に加盟する六業者も相前後してほぼ同時期にそれぞれ許可申請をなした。

由を付して本件不許可処分をなしたこと。 おおむね以上の事実を認めることができ、証人Cの証言並びに被告本人尋問の結果 のうち、右認定に抵触する部分は、前記各証拠に照らして容易に信用しがたく、他 に右認定を覆すに足りる証拠はない。

これを本件にみるに、前記1認定の事実関係のもとにおいては、本件不許可処分は、法令に定められた許可の基準について何ら調査、検討を加えることなく、いわば門前払いの形でなされたものであつて、右処分に付された理由ないしそれを敷えんする被告の主張も、いずれも事実に合致しないか、不許可にするための方便のためのものにすぎないうえ、そもそも不許可の理由となし得ないものであるから、廃棄物処理法九条の趣旨に反する違法な処分といわざるを得ない。

三 以上の次第で、原告の本訴請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用につき、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条に従い、主文のとおり判決する。

(裁判官 美山和義 江口寛志 佐々木茂美)